

総行市第218号
平成16年5月31日

各都道府県総務部長

総務省自治行政局市町村課長

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の
保護のための措置に係る質疑応答について

住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令（平成16年総務省令第89号）及び戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令（平成16年総務省・法務省令第1号）が、本日公布され、平成16年7月1日から施行されることとなりました。

また、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号、自治振第150号等法務省民事局長、自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）の一部改正について（平成16年総行市第213号・法務省民一第1581号）をもって総務省自治行政局長及び法務省民事局長から各都道府県知事あて通知されました。

これらは、住民基本台帳法（以下「法」という。）に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付について、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護を図る観点から、被害者からの申出により、法第11条第3項、第12条第5項及び第20条第2項において準用する第12条第5項に基づき必要な支援措置を行うこととするものです。

これらの内容について、職務上の参考とするため、質疑応答を別添のとおりとりまとめましたので通知します。貴職におかれては、その内容を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知されるようお願いいたします。

なお、このことについては、法務省民事局及び警察庁生活安全局とは協議済みですので、念のため申し添えます。

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の
保護のための措置に係る質疑応答について

1 総論

(問1) 本措置(事務処理要領第6 10)の性格如何(住民基本台帳法との関係如何。閲覧等の請求を拒否できる根拠如何。)

(答) 本措置は、ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。)、ストーカー行為等(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第7条に規定するストーカー行為等をいう。以下同じ。)の被害者及び加害者について、申出に基づきあらかじめ把握し、法第11条第3項、第12条第5項及び第20条第2項において準用する第12条第5項の運用に反映させようとするものです。事務処理要領に定める手続により把握された加害者とされている者からの被害者に係る請求については、原則として、不当な目的によることが明らか等として、法に基づきこれを拒むこととするものです。

2 申出の受付

(問2) 申出書の様式如何。

(答) 別紙の例によることとして下さい。

(問3) 15才未満の者及び成年被後見人については、法定代理人及び成年後見人に限るものとしてよいか。【ア (オ)関係】

(答) そのような取扱いが適当です。

3 支援の必要性の確認

(問4) 警察の意見の聴取はどのようにすべきか。【イ (ア)及び(イ)関係】

(答) (1) 申出者が、事前に警察本部又は警察署(以下「警察署等」という。)に相談している場合は、原則として次のとおり取り扱うことが適当です。

ア 当該申出者(被害者)について、警察署等から事前に電話等で閲覧制限等について連絡がなされている場合には、申出者が提出する申出書の警察等の意見欄で、警察の意見を確認して下さい。

イ 警察署等から事前に電話等の連絡がない場合にあっては、申出者の提出した申出書に警察等の意見が付されている場合には、当該警察署等に電話で当該意見が間違いないことを確認して下さい。

ウ 警察等の意見欄には意見が付されていないが、申出者が相談先の欄に警察署等の連絡先を記入している場合には、当該警察署等に電話で連絡の上、申出書を警察署等に送付し、書面にて意見を聴取することが適当です。

(2) 申出者が、事前に警察署等に相談していない場合は、原則として申出者に警察への相談を促すとともに、事後、警察署等に申出書を送付して意見照会し、警察の意見を聴取することが適当です。

なお、本措置を実施するにあたっては、警察の意見を聴取することが重要ですので、以上のように原則として文書により警察の意見を確認することが適当ですが、被害者の保護のため特に必要がある場合には、電話等により意見を聴取し、迅速に手続きを進めることが適当です。

また、あらかじめ警察署等の連絡窓口の確認や申出書を警察署等に事前配布しておくなど、手続きが円滑に進むように、警察と十分な連携を図っておくことが大切です。

(問5) 「警察の意見を聴く以外の適切な方法」とは。【イ (ア)及び(イ)関係】

(答) 例えば、加害者が配偶者暴力防止法に規定する保護命令を受けている者であることを、裁判所の発行する証明書の提出を被害者から受けて確認するなどの方法が考えられます。

また、このほか、市町村長の判断により、配偶者暴力相談支援センターなど公的な相談機関から警察からの意見聴取と同様の方法により意見を聴き、確認することとして差し支えありません。

(問6) 個別の市町村長の判断により、事務処理要領に掲げる者以外の者で、特にその生命又は身体に危害を受けるおそれがある者について同様の支援措置を講じることは差し支えないか。【ア (ア)関係】

(答) 本事務処理要領に定める支援措置は、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護を目的としたものです。

なお、他の事例において、各市町村長において法第11条第3項、第12条第5項及び第20条第2項において準用する第12条第5項に基づき請求を拒むことは可能です。

4 他の市町村への転送

(問7) 当初受付市町村長において支援の必要性がないものとした場合には、他の市町村長への転送は不要か。【エ関係】

(答) お見込みのとおりです。

(問8) まずA市で申し出て、支援の必要性がないものと確認された申出者が、次にB市へ申し出て、必要性があるものと確認された。B市は、A市へ申出書の写しを転送した。A市はいかに取り扱うべきか。【エ関係】

(答) A市は、はじめに自らが警察等から受けた意見等、Bから転送された申出書における警察等の意見等を総合的に勘案し、改めてその時点における支援の必要性を確認することが適当です。

5 支援措置の終了

(問9) 支援終了の際にも、支援開始の際と同様に、支援対象者への連絡が必要ではないか。【ウ及びク関係】

(答) 市町村長においては、申出を受け付ける際又は支援開始の際(ウの確認の結果の連絡の際)に、支援措置の期限及び期限の一月前から延長申出を受け付ける旨、当該申出がなされない場合には期限到来をもって支援を終了する

旨を連絡する必要があります。

支援終了の際（支援措置の期限到来前）に、市町村長の判断により改めて連絡を行うことも、もとより差し支えありません。

（問10）支援対象者である被害者が転出・転居する場合で、引き続き支援を希望する場合には、改めて申出を受け付ける必要があるか。

（答） 被害者の現在の住所に変更が生じた場合には、居住環境等の状況が変化することに伴い支援の必要性や支援内容に変化が生じることも考えられるので、改めて被害者から申出を受け付けることが適当です。

（問11）申出の内容に変更が生じた場合には、どのように取り扱うのか。

（答） 被害者の現在の住所以外に変更が生じた場合には、当初受付市町村長において、変更の申出を受け付けます。

変更の申出を受け付けた当初受付市町村長は、必要に応じ、他の市町村長に転送します。

なお、変更の申出の内容が、申請者と同一の住所を有する者で併せて支援措置を実施する者を追加するものである場合には、当該追加を求める者について、イの例により支援の必要性の確認を行うことが必要です。

6 支援措置

（問12）より厳格な本人確認又は請求事由の審査に応じない者からの請求は拒否してよいか。

（答） お見込みのとおりです。

（問13）「請求に特別の必要があると認められる場合」とは。【コ（イ）（A）関係】

（答） 行政機関に対する申請に対し添付が必要であるなど、当該住民票の写し等又は戸籍の附票の写し自体が、請求における利用目的のために必要不可欠であり、他の手段では代替できない場合です。

（問14）「閲覧請求用紙に明記する等により、あらかじめその旨を請求者に明らかにする」とあるが、具体的にはいかなる記載をすべきか。【コ（ア）（B）関係】

（答） 例えば、「特別の請求がない限り、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者で支援措置を講じているものを含まない請求であるとみなします。」と記載することが適当です。

（問15）請求事由につきより厳格な審査を行う場合、国又は地方公共団体の職員や弁護士等による職務上の請求については、いかなる審査をすべきか。【コ（ア）（C）並びにコ（イ）（A）及び（C）関係】

（答） 職務上の請求である旨に加え、提出先がある場合にはその提出先、使用目的や使用事務等を適宜確認し、被害者の住所情報が加害者に漏れるおそれがないことを確認することが適当です。

住民基本台帳事務における支援措置申出書

長
関係市区町村長

様

住民基本台帳事務におけるドメスティック・
バイオレンス及びストーカー行為等の被害
者保護の支援措置の実施を求めます。

		市区町村	受付	連絡
			/	/
転送	/		/	/
	/		/	/
	/		/	/

平成 年 月 日

氏名

備考

申出者	氏名 (生年月日) (年 月 日)	住所	連絡先	本人確認		
加害者 (判明している場合)	氏名 (生年月日) (年 月 日)	住所	その他			
申出者の 状況 (いずれかにV)	配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。		ストーカー規制法第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。			
相談先	(警察署等に相談している場合、相談した日時、警察署等の名称、担当課、担当者名等を可能な範囲で記入して下さい)					
	年 月 日	警察署	課	担当者名		
支援措置 を求める もの (現住所が 記載されて いるものに 限る)	希望にV	支援を求める事務		現住所等		
		住民基本台帳の閲覧		現住所	同上	
		住民票の写し等の交付(現住所地)		現住所	同上	
		住民票の写し等の交付(前住所地)		前住所		
		戸籍の附票の写しの交付(本籍地)		本籍		
		戸籍の附票の写しの交付(前本籍地)		前本籍		
併せて支 援を求め る者 (同一の住 所を有する 者に限る)	申出者との関係	氏名	生年月日	申出者との関係	氏名	生年月日
警察等 の意見	上記申出者の状況に相違ないものと認める。				市区町村の 確認	年月日
	上記併せて支援を求める者について、申出者を保護するため支援の必要性があるものと認める。					担当
	平成 年 月 日					相手方
	長 (印) (担当 課 係)					
備考						

(注) 太枠の中に記入してください。
 申出に際し、ご本人の確認をさせていただきます。
 申出の内容について、警察等に確認させていただきます。
 支援措置の実施後は、ご本人の住民票の写し等を請求される場合でも、本人確認書類が必要になります。
 支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。
 支援の期間は、申出日から一年です。期限到来の一月前から延長の申出を受け付けます。当該申出がない場合、期限到来をもって支援を終了します。
 申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市町村長に申出を行って下さい。